

|   |   |                   |                 |
|---|---|-------------------|-----------------|
| <b>課題名</b>  | 10年先を見据えた持続可能な集落の基盤づくり  | 地域づくり<br>安心・安全づくり | 中丹東・西農業改良普及センター |
| <b>(1) 普及指導事項（評価対象）</b><br>話し合いによる農地のゾーニングとマッピングの基礎作り   | <b>(2) 普及指導対象</b><br>各集落営農組織、地域営農組織   |                   |                 |
| <b>(3) 活動内容と成果</b>  |   |                   |                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市農業関係課、農業委員会事務局、京都府農業会議、局農商工連携・推進課、関係営農組織などに対して、集落営農（組織）の情報収集を行った。</li> <li>・その後、11の集落営農（組織）関係者への現状聞き取り、集落営農役員会に関係機関と出席を重ね、現状の確認や施策の説明を行った。</li> <li>・集落連携100ha農場づくり事業について、関係機関とともに地区指定に向けて活動を行った。</li> <li>・これらの結果、複数の集落営農組織において、課題解決に向けた話し合いを進める基盤ができた。</li> </ul> |   |                   |                 |
| <b>(4) コメント</b>   | <b>(5) 普及指導計画への反映状況、今後の活動等</b>  |                   |                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的にも共通の悩みとなっている問題に対する取り組みとして評価できる。地域や行政と連携して持続可能な地域づくりに取り組んでいただきたい。</li> <li>・集落の属性により類型化できるなら、合意形成への対応方法をマニュアル化し、府下のモデルケースとなる事を期待する。</li> <li>・目標については、集落の質的变化（主体性や合意形成の種順）も含めて設定してはどうか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合意形成への対応方法のマニュアル化については、それぞれの集落で自然的な条件に加えて、その成り立ちから現在に至るまでの様々な社会的要因などが複雑に絡んでいるため、類型化による対応のマニュアル化は難しいと考えています。ただ、各集落独自の背景を踏まえて、課題に対する合意形成への過程やその結果などをまとめた、事例集的なものの作成は可能と考えており、取り組む予定です。</li> <li>・目標の設定について、普及計画における到達目標としては、単に結果のみを重視するのではなく、合意形成に至る過程（前向きな検討を進めたが、合意形成に至らなかった場合など、も含めて）を重視したいと考えます。</li> </ul> |                   |                 |

・ゾーニング後の「守りきれない農地」については、単に放置するのではなく、果樹や花木の植樹、森林環境譲与税等の活用も含め、次代に結び付くような取り組みも研究されたい。普及センターの強力な武器は作物栽培選定や技術であり、生産品目の提案なども大切である。

・農地のゾーニングの際は、担い手や大規模法人も含めて、若手の意見も取り込んでもらいたい。

・農地のゾーニングに当たっては、農地の優劣を見極める基準が必要である。

・集落営農の多くが水稻での一元化が進んでおり、水稻単作は効率的に農地が守れるが、労働力の平準化が難しく、結果として組織が成り立たなくなることも考えられる。ゾーニングの際は、労働集約型の農業展開ができる農地のエリア化もお願いしたい。

・「守りきれない農地」については、集落営農組織が「農地を守る」ことを大前提に活動しているものの、既に「守りきれない農地」が特に中山間地域の条件不利地において、多く発生しているのが現状です。その中で、荒廃地化している農地を元に戻すのは難しいとしても、「保全管理」として管理している農地については、果樹や花木、山菜など獣害を受けにくい作物の植え付けや林地への編入を検討するなどの対策は必要と考えています。

・ゾーニングの際の若手の意見について、農地のゾーニングに取り組み始めた集落では、若手構成員を交えた役員全体で意見交換を始めた事例もあります。しかし、集落活動などへの若手の関心が以前より薄れている、との意見を聞くことも多く、今後、若手の意見を吸い上げるような場を積極的に設けるように、集落営農の役員に対して働きかけたいと考えています。

・農地の優劣を見極める基準については、農地条件（形状、日当たり、排水性、法面の大きさなどの作業性や作業強度、水確保の利便性）、獣害の程度（対策を十分に行うのが難しい）などを考慮し、地元住民の意見と照らし合わせながら、当該農地の生産性とそれに係る費用を比較し、検討する必要があると考えます。また、「中山間直接支払」及び「多面的機能支払」の農地地図のいずれにも共通する農地を「守るべき農地」とする事例もあり、参考にしたいと考えております。

・労働集約型の農業展開については、集落営農組織は水稻を主作物としており、機械化によって農地を維持管理できるメリットはあるものの、作業に繁閑が大きく、若者などを周年雇用することは困難です。ご指摘のとおり、ゾーニングによりハウス団地などを検討し、周年雇用の労働集約型の農業経営を展開する必要があると考えております。この方向性は、令和3年度からスタートした、集落営農100ha農場づくり事業にも示されています。